

一般社団法人医療ネットワーク岡山協議会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条及び同施行規則第9条の規定に基づき、入会金及び会費について必要な事項を定める。

(入会金)

第2条 正会員（アクティブ会員を除く。以下同じ。）は、次の入会金を納入しなければならない。

(1) 医療情報を開示する施設の正会員

施設の病床数	入会金	
	ID-Link、HumanBridge 又はKChart利用	小規模医療機関情報 送出システム利用
200床未満	600,000円	40,000円
200～299床	700,000円	
300床以上	800,000円	

注1) 入会金は、初期設定費（VPNルータ1台及び動作試験完了までの費用）を含むが、施設内ネットワークの整備やゲートウェイハブの設置、SS-MIXストレージの導入、データアップロード用設備の設置などに要する費用は含まない。

注2) VPNルータを設置しない場合は、上記入会金を、ID-Link、HumanBridge又はKChartを利用する施設にあつては500,000円、小規模医療機関情報送出システムを利用する施設にあつては35,000円減額する。

注3) 医療情報を閲覧する施設が新たに小規模医療機関情報送出システムを利用して医療情報を開示しようとする場合は、上記入会金は徴収しない。

(2) 医療情報を閲覧する施設の正会員

VPN設置区分	入会金
ハードVPN	40,000円
ソフトVPN	40,000円

注1) 入会金は、初期設定費（VPNルータ1台又はソフトウェアライセンス及び動作試験完了までの費用）を含むが、施設内ネットワークの整備やVPNルータの追加設置などに要する費用は含まない。

注2) VPNルータ又はソフトウェアを追加する場合は、上記入会金に追加に係る実費相当額を加える。

注3) 閲覧用のVPNルータ又はソフトウェアを設置しない場合は、35,000円減額する。

注4) VPN転用制度を利用する場合は、17,000円減額する。

(3) 在宅療養・ケア支援システムを利用する施設の正会員

入会金
5,000円

ただし、同項第1号及び第2号に定める施設の正会員にあつては、これを免除する。

2 医療情報を開示及び閲覧する施設並びに在宅療養・ケア支援システムを利用する施設の正会員は、前項第1号、第2号及び第3号に定める入会金を納入しなければならない。

(入会金の納期)

第3条 入会金は、入会承認の日の属する月の翌月末までに納入しなければならない。

(会費)

第4条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

(1) 医療情報を開示する施設の正会員

施設の病床数	会費（月額）			
	ID-Link又はHumanBridge利用	KChart利用	小規模医療機関情報送出システム利用	
			電子カルテ、画像情報を共有	レセコン情報のみを共有
20床未満	41,000円	20,000円	10,000円	3,000円
20～49床			20,000円	4,000円
50～99床			30,000円	
100～149床			40,000円	5,000円
150～199床			50,000円	
200～299床	72,500円		80,000円	8,000円
300床以上	104,000円		110,000円	10,000円

注) インターネット回線の利用料などは含まない。

(2) 医療情報を閲覧する施設の正会員

区分	会費（月額）	備考
病院	5,000円	VPNルータ又はソフトウェアを追加する場合は、左記金額にVPNルータ1台又はソフトウェア1ライセンスあたり月額1,100円を加えた額とする。
診療所、薬局等	3,000円	

注) インターネット回線の利用料やウイルス対策費（税抜300円）などは含まない。

(3) 在宅療養・ケア支援システムを利用する施設の正会員

区 分		医療情報を 開示する施設	医療情報を 閲覧する施設	在宅療養・ケア支援システム のみを利用する施設
病床数等				
病 院	20～99床	2,000円/月		4,000円/月
	100～199床			5,000円/月
	200床以上			6,000円/月
診療所、薬局				2,500円/月
介護施設、介護サービス事業所、 訪問看護施設		1,500円/月		1,800円/月
その他団体、 グループ	ID取得30件以下	1,700円/月（1ID当たり）		
	ID取得31件以上	1,500円/月（1ID当たり）		
地方自治体	県	—		40,000円/月
	政令指定都市	—		29,500円/月
	中核市	—		24,500円/月
	市 (政令市、中核市を除く)	—		19,500円/月
	町	—		14,500円/月
	村	—		9,500円/月

注1)インターネット回線の利用料やウイルス対策費（税抜300円）などは含まない。

注2)TLS接続を追加する場合は、1ライセンス当たり月額300円を加えた額とする。

注3)施設等が任意のグループで加入する場合は、グループ内の正会員等に係る入会金及び会費の納入を一括して行うグループ代表者を設定・登録しなければならない。

注4)地方自治体が介護認定情報連携機能を利用する場合は、月額5,000円を加えた額とする。

(4) 準会員

- ① ID-Link、HumanBridge 又は KChart の医療情報を閲覧する施設、並びに小規模医療機関
情報送出システムの医療情報を閲覧する施設

会費（月額）
1,500円

- ② 在宅療養・ケア支援システムを利用する施設等

会費（月額）
500円

ただし、1施設当たり50名(ID)を超える場合は、50名(ID)を超える準会員の会費は、これを免除する。

(5) アクティブ会員

会費（月額）
1,500 円

(6) 賛助会員

区 分	会費（月額）
個 人	1,000 円
法 人	20,000 円

- 2 医療情報を開示及び閲覧する施設並びに在宅療養・ケア支援システムを利用する施設の正会員は、前項第1号、第2号及び第3号に定める会費を納入しなければならない。
- 3 医療情報を開示及び閲覧する施設の準会員の会費は、第1項第3号の規定にかかわらず、免除する。

（会費の納期）

- 第5条 正会員は、前条に定める会費について、協議会が定める方法により納入しなければならない。
- 2 年度の中途に入会した会員の会費は、入会した月の翌月から課すものとし、当該年度末までの会費を一括して指定の期日までに納入しなければならない。
 - 3 アクティブ会員の会費は、当該会員として登録された翌月から課すものとし、当該年度末までの会費を一括して指定の期日までに納入しなければならない。ただし、既に準会員として当該年度の会費を納入済みの場合、この限りでない。

（会費の返還等）

- 第6条 会員が退会したときは、退会届を受理した日の属する月の翌月から当該年度末までの既納の会費を返還するものとする。ただし、医療情報を開示する施設の退会にあつては、開示システムを停止した日の属する月の翌月から当該年度末までの既納の会費を返還するものとする。
- 2 既納の入会金は返還しない。

（入会金及び会費の特例）

- 第7条 正会員の退会に伴い、当該施設から後継として入会した正会員の入会金及びその年度の会費は、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 退会した正会員（以下「前正会員」という。）が入会金及び会費を納入済みの場合は免除する。この場合、前条本文の規定は適用しない。
 - (2) 前正会員が入会金及び会費の全部又は一部を未納の場合は、当該未納額に相当する額とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 12 月 9 日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の正会員の入会金は、第 2 条第 1 項第 1 号中「900,000 円」を「200,000 円」に、「1,000,000 円」を「300,000 円」に、「1,100,000 円」を「400,000 円」に、また、第 2 号中「150,000 円」及び「120,000 円」を「100,000 円」にそれぞれ読み替えて適用する。
- 3 この法人の設立初年度の会費は、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 医療情報を開示する施設の正会員 免除
 - (2) 医療情報を閲覧する施設の正会員 月額 1,000 円
 - (3) 準会員 免除
 - (4) アクティブ会員 免除
 - (5) 賛助会員 免除
 - (6) 医療情報を開示及び閲覧する施設の正会員 月額 1,000 円
- 4 この規程は、平成 26 年 6 月 21 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 27 年 6 月 20 日から施行する。
- 6 この規程は、平成 29 年 6 月 28 日から施行する。
- 7 この規程は、平成 30 年 6 月 21 日から施行する。
- 8 平成 30 年度に入会した電子カルテ、画像情報を共有する施設の正会員の会費は、第 4 条第 1 項第 1 号中「10,000 円」を「3,000 円」に、「20,000 円」を「10,000 円」に、「30,000 円」を「20,000 円」に、「40,000 円」を「30,000 円」に、「50,000 円」を「41,000 円」に、「80,000 円」を「72,500 円」に、「110,000 円」を「104,000 円」にそれぞれ読み替えて適用する。
- 9 令和 3 年度の在宅療養・ケア支援システムを利用する施設の入会金は、第 2 条第 1 項第 3 号の規定にかかわらず、これを免除する。
- 10 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。